



正六位勲三等稻畑勝太郎外八名外國勲章
記章受領及佩用ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十年十月二十八日

内閣總理大臣岡田啓介



内閣

昭和十年十月三日



昭和十年十月二十四日 内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

賞勳局總裁



白 國 「コシマン・ドール、メリット、 正六位勲三等稻畑勝太郎

「エジプト國」 シュヴァリエー、ニル 勲章 領 事 原田忠一郎

同 上 副領 事 山下芳郎

佛 國 「アグリコル、ソワタラ」 勲章 海軍中將 今村信次郎

同 國 「オフェシエー、メリット、 勲章 海軍少將 岡田椿一

「ポランド國」 オフシエー、オドロゼニア、ホルスキー 勲章 陸軍砲兵中佐 信氏良吉

同 上 稻畑太郎

賞勳局

獨 國 無綫赤十字名譽星章 正位勲等公爵 德川家達

滿洲國 大典紀念章 外務省警部補 日小田一

右正六位勲三等稻畑勝太郎外八名ヨリ頭書、外國勲章

記章受領及佩用ノ儀別紙ノ通願出候條御允許相成

可然哉此段允裁ヲ仰ク

めくれず

裏面白紙

外國勳章受領及佩用願

稲畑勝太郎儀

今般 白耳義國皇帝陛下ヨリ「ゲラン」クロア、
レオポール二世勳章贈與相成候ニ付受領及佩用、
儀御允許被成下度別紙供閱物件目錄相添
此段奉願候也

昭和十年九月二十七日

東京市日本橋區本町三丁目六番地

正六位勳三等貿易商 稲畑勝太郎

賞勳局總裁下條康磨殿



供閱物件目録

- 一 勳章 (グランクロア、レオポール二世)
- 一 勳記 (同上)
- 一 勳記譯文
- 一 受勳事由書
- 右 受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

壹組
壹通
壹通
壹通

昭和十年九月二十七日

稻畑勝太郎



勳記譯文

白耳義國王レオポール三世ハ現在及未來ノ公衆ニ
敬意ヲ表ス

貴族院議員、工業家、大阪商工會議所會頭

稻畑勝太郎氏ニ朕ガ最高ノ敬意ヲ表示スル爲メ

總理大臣兼外務大臣ノ奏請ニ依リ左ノ如ク決定ス

第一條 稻畑勝太郎氏ヲコクランクダレオポール三世ニ叙ス

第二條 本日ヨリ同氏ハ此勳位ニ列スルモノナリ

第三條 我々總理大臣兼外務大臣ハ本命令ヲ實行スル

事ヲ命ズ

西曆千九百三十五年八月二日

リヒツェルン市ニ於テ

レオポール(署名)

敕命ニ依リテ

ホルバンジラン(署名)

受勳事由書

大阪市駐在白耳義國名譽領事トシテ多年
日白貿易ノ助長ニ盡力シタル麻ニ依リ
昭和十年九月十五日駐日白耳義國大使ヲ經テ
叙勳セラレタルモノナリ

稲畑勝太郎



裏面白紙

外國勲章受領及佩用願

原田忠一郎 儀

今般「エジプト」國皇帝陛下ヨリ「シエヴァ」リエー・ニル勲章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成
下度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和十年六月二十四日

現住所 在 汕頭

領事從五位勲五等原田忠一郎



賞勳局總裁 下條 康 啓 殿

363



めくれず

供出物件目録

一 勲記 (シユヴァリキ、ニル)

一 勲事由書

右受領及佩用允許願候ニ付差出候也

昭和十年六月二十四日

原田忠一郎

志通
志通
志通

偉大ナル神「アツラ」ノ加護ニ依リ

埃及國皇帝「ファード」ハ

前「ポルトサイド」駐在日本副領事原田忠一郎氏ニ對シ
其ノ勲功ヲ嘉シ「ジュヴァリエ」ニル勲章ヲ授與ス
依テ宮内省ヨリ之ヲ受領スヘシ

カイロ市「アブテイ」ニ皇宮ニ於テ

回教曆千三百五十三年「ラビア」エルアワル月十一日

皇帝陛下ノ御命ニ依リ交付ス

宮内省總裁代理 署名

受勳事由書

副領事トシテ大正十五年三月ヨリ昭和二年
七月迄及領事代理トシテ昭和五年十二月ヨリ
至八年十一月迄埃及國在勤ノ慶昭和十年
二月願書記載ノ勳章ヲ贈與セラル

昭和十年六月二十四日

領事原田忠一郎

裏面白紙

外國勲章受領及佩用願

山下芳郎儀

今般「エジプト國皇帝陛下ヨリ」シエウアリエー、ニル」勲章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成
下度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和十年六月二十五日

現任所 在馬耳塞日本領事館

副領事正七位勲六等 山下芳郎 

賞勳局總裁 下條 康磨殿



供閱物件目録

一 勲記

(シヅカノ勲記) (シヅカリエ、ニル)

壹通

一 勲記譯文

壹通

一 受勲事由書

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十年六月二十五日

山下 芳郎

めくれず

偉大ナル神「アツラー」ノ加護ニ依リ
埃及國皇帝「ファード」ハ

前「アレキサンドリア」駐在日本副領事山下芳郎氏ニ對シ
其ノ勲功ヲ嘉シ「シユグリエー」ニル勲章ヲ授與ス
依テ宮内省ヨリ之ヲ受領スヘシ

カイロ市「アブテイシ」皇宮ニ於テ

回教曆一千九百零四年「モハツ」ラハ月六日
皇帝陛下ノ御命ニ依リ交付ス

宮内省 總裁

印

受勲事由書

副領事トシテ「エジプト」國「アレキサンドリヤ」ニ在勤ノ最昭和
十年一月同國離任ニ際シ願書記載ノ勲章早ヲ贈
與セラル

昭和十年六月二十五日

山下 芳郎 

めくられず

外國勳章受領及佩用願

今村信次郎 儀

今般佛蘭西國政府ヨリ「**コンマンドール、メリット、アグリコル、ソワタラ**」勳章贈
與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供閱物件目錄相添
へ此段奉願候也

昭和十年十月十四日

佐世保鎮守府官舎

海軍中將正四位勳三等功五級

今村信次郎

郎

賞勳局總裁 下條 康 磨 殿



371



供 閱 物 件 目 録

- 一、勳章 (コマンドール、メリット、アグリコル、ソワタラ) 壹 個
- 一、勳記 (同上) 壹 通
- 一、勳記 譯 文 壹 通
- 一、受勳事由書 壹 通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十年十二月十四日

海軍中將正四位勳二等功五級 今村 信次 郎



めくればず

372

(動記譯文)

東埔塞王家ノ最高主權者タル東埔塞王「ブレア、バ、サムダ、ブレア、シソワート、シヨムシヤクラホン、アリラア、バルミントール、ブーヴァアネー、クレケオファ、スウラレイ、ブシア、シヨウ、クルン、カンブシエア、テイベデイ」ハ司令官今村信次郎ガ「カンボージュ」王國ニ盡セシ功績ニ對シ一九三二年四月十五日以降「コンマンドールノリット、アケリコル、ソワタラ」勳章佩用ヲ許可セラレタリ
右譯文ハ「東埔塞」語ノ原文ニ相違ナキコトヲ認ム

宮内大臣 署名

受勳事由書

昭和七年四月練習艦隊東埔基國訪問ノ際司令官トシテ贈與セララル

今村信次郎



めくれず

裏面白紙

外國勳章受領及佩用願

岡田 倚一 儀

今般佛蘭西國政府ヨリ「オフキシエ、メリット、アグリコル、ソワタラ」勳章贈
與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供閱物件目録相添
へ此段奉願候也

昭和十年十二月十四日

東京市世田谷區下馬町二丁目七七番地

海軍少將 正五位 勳三等 岡田 倚一

（印）

賞勳局總裁 下條 康 啓 殿



375



供 閱 物 件 目 録

- 一、勳章 (オフエシエ、メリット、アグリコル、ソワタラ) 壹 個
- 一、勳記 (同) 壹 通
- 一、勳記 譯 文 壹 通
- 一、受勳事由書 壹 通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十年十二月十四日

海軍少将 正五位 勳三等 岡田 儋



めくられず

(勳記譯文)

東埔塞王家ノ最高主權者タル東埔塞王「ブレア、バ、サムダ、ブレア、シソワート、シヨムシヤクラボン、アリレア、バルミントール、ブーヴァネー、クレケオファ、スウラレイ、ブシア、シヨウ、クルン、カンブシエア、テイベデイ」ハ警手艦長岡田倅一ガ「カンボーヂュ」王國ニ盡セシ功績ニ對シ一九三二年四月十五日以降「オフキシエ、メリット、アグリコル、ソワタラ」勳章佩用ヲ許可セラレタリ

右 譯文ハ「東埔塞」語ノ原文ニ相違ナキコトヲ認ム

宮内大臣 署名

受勳事由書

昭和七年四月練習艦隊柬埔寨國訪問ノ際警手艦長トシテ贈與セララル

岡田 椿



めくれず

裏面白紙

外國勳章受領及佩用願

信氏良吉儀

今般「ポーランド」國政府ヨリ「オフザエー、オドロゼニア、ポルスキー」勳章贈與相成候
ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供聞物件目錄相添此段奉願候也

仍前記被供聞物件目錄相添此段奉願候也

昭和十年九月十九日

廣島縣豊田郡忠海町四千八百六番地

陸軍砲兵中佐正六位勳四等 信氏良吉

賞勳局總裁 下條康磨 殿

379



供閱物件目録

- 一、勳章(オブリエトドロセニア、ホルスキー) 壹箇
- 一、勳記(同上) 壹通
- 一、勳記 譯文 壹通
- 一、受勳事由書 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十年九月十九日

信氏良吉



勳記譯文

賞勳局總裁ハ「ボトランド」共和國大統領カ一九三五年五月二十五日附命令ヲ以テ日本帝國臣民技術本部「オドロゼニア」國駐在官陸軍砲兵中佐信氏良吉ヲ「オドロゼニア」ボルスキト勳章ヲ授ケルニ列シ且同官ニ將校十字勳章ヲ授與セラレタルコトヲ證ス

總裁 ヤン、コハノフスキ 著 名
書記官陸軍中將 オシンスキ 著 名

めくられず

受勳事由書

昭和七年九月八日より昭和十年四月一日ニ至ル間陸軍技術本部
ポランド駐在官トシテ勤務中兵器技術ニ關スル日蘭親善ニ幹旋盡
力セル廉ニ依ル

信 氏 良 吉 

裏面白紙

外國勳章受領及佩用願

稲畑太郎儀

今般「ポ」ランド國政府ヨリ「オ」フ「井」シ「エ」「オ」ド「ロ」セ「ニ」ア、
「ホ」ル「ス」キ「ー」勳章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀
御允許被成下度別紙供閱物件目錄相添此段
奉願候也

昭和十年十月十二日

大阪市東區小橋西一丁目一番地

貿易商

稲畑太郎

稲畑

賞勳局總裁下條康磨殿

383



供閱物件目錄

一、勳章(オウシエー、オドロセニア、ホルヌキ)

一、勳記(同上)

一、勳記譯文

一、受勳事由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

壹壹壹壹
通通通個

昭和十年十月十二日

稲畑太郎



勳記譯文

ポ^ラランド國賞勳局總裁ハ、ポ^ラランド國大統領ガ、
千九百三十五年七月十日附ノ法令ニ依リ、日本臣民、
大阪駐在名譽領事ニシテ、我が共和國勳章早ノ「シエヴァリエ」
ノ階級ニ在ル稲畑太郎氏ヲ「オフ井シエー、オドロゼニア、ホルスキー」
ノ階級ニ加入セル事ヲ確認セリ。

賞勳局總裁 シア^ンコハノフスキー (署名)
賞勳局書記官 セエネラル オシンスキー (署名)

受勅事由書

大阪駐在ポロランド國名譽副領事トシテ多年
兩國ノ貿易ニ盡カシタル廉ニ依リ受勅シタルモノト
思料致シ候

稲畑太郎



めくれず

裏面白紙

外國記章受領及佩用願

家達儀

今般獨逸國政府ヨリ無綬赤十字名
譽星章贈與相成候ニ付受領及佩用儀
御允許被下度別紙供閱物件目錄相添
此段奉願候也

昭和十年四月十五日

日本赤十字社社長正三位勲等公爵德川家達

賞勳局總裁下條康磨殿

387





供閱物件目録

- 一 記章 (無綬赤十字名譽星章) 壹個
- 一 章記 (右 左) 壹通
- 一 章記譯文 壹通
- 一 受章事由書 壹通
- 右 受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十年四月十五日

日本赤十字社社長正位勲一等公爵徳川家達



章記譯文

獨逸國總統兼宰相

アドルフ・ヒトラー

同意ノ下ニ

獨逸赤十字ノ感謝ノ印トシ

公爵徳川家達閣下

ノ赤十字ノ爲ニナサレタル

特別ノ御盡力ニ對スル御稱讚ノ印トシテ

茲ニ

獨逸赤十字名譽星章

ヲ贈呈ス

伯林一九三四年十月十五日

獨逸赤十字總裁

ザクセンコーブルクゴータ公爵

カルル・エドアルド

(譯文)

受章事由書

昭和九年十月東京ニ於テ開催ノ第十五
回赤十字國際會議ニ關シ盡カシタル廉
ニ依リ獨逸赤十字總裁ヨリ贈與セラル

公爵 徳川家達

めくれず

裏面白紙

外國記章受領及佩用願

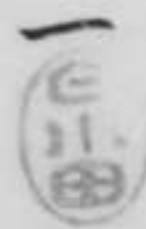
日小田 一 儀

今般滿洲國皇帝陛下ヨリ大典紀念章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成
下度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和十年十月十七日

東京市蘇州區蘇州町丁目貳番地拾壹

外務省警部補 日小田



賞勳局總裁 下條 康 磨 殿



めくれず

供閱物件目録



- 一記 州 章 (大典紀念章) 壹 個
- 一章 登記 (同上) 壹 通
- 一章 記寫 壹 通
- 一皮 章事由書 壹 通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十年十月十七日

外務省書記官

日小田



寫

大典紀念章證書

茲依康德九年勅令第十九號大典紀念章條例贈與日本
帝國外務省警部補日小田一大典紀念章以昭盛典
此證

康德元年三月一日

國務總理大臣

鄭孝胥



查此證書以第十九號九七號
記入大典紀念章簿冊

國務院總務廳恩賞處長 皆川豊



受章事由書

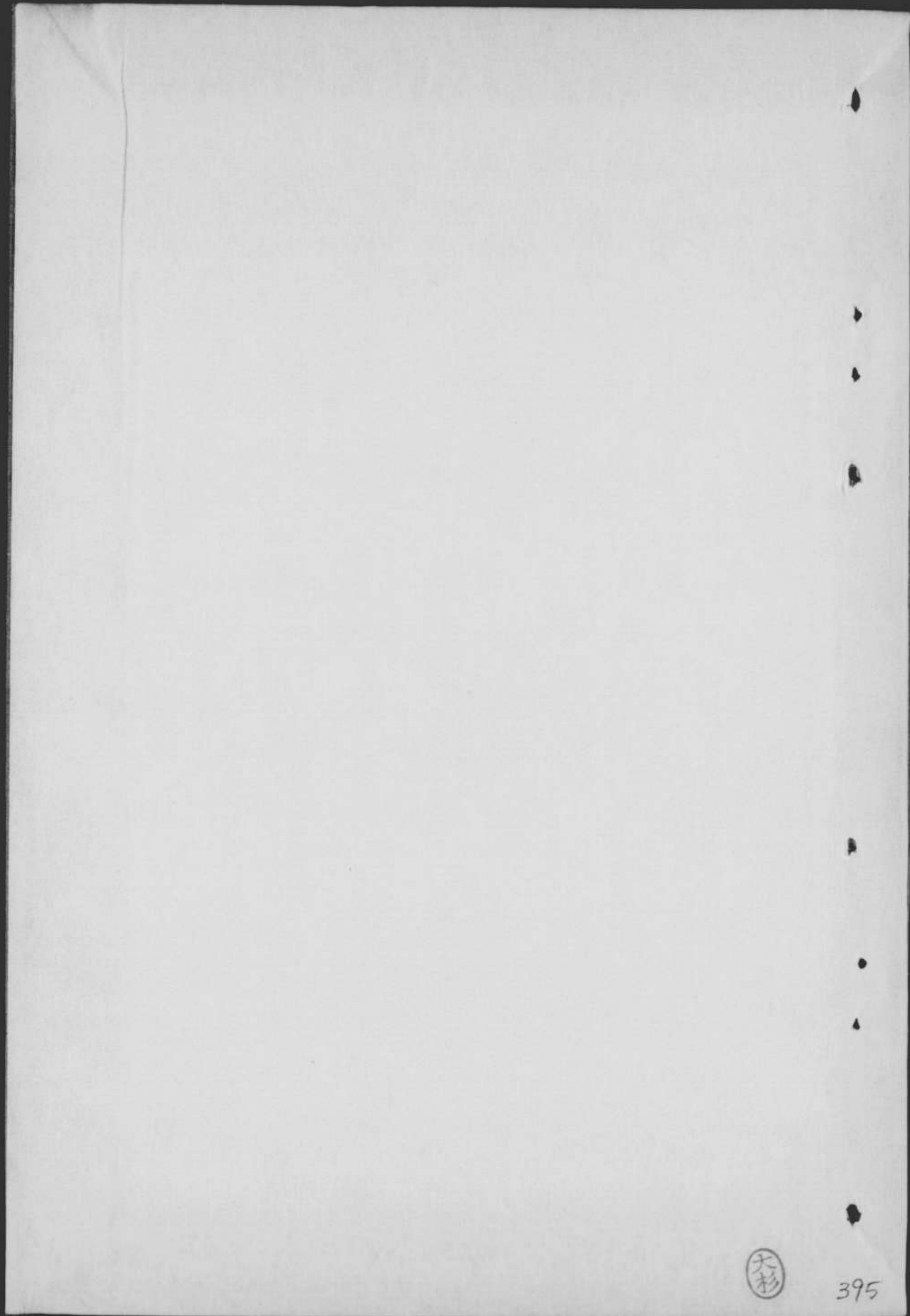
外務省警部補トシテ滿洲國在哈爾濱總領事館警察署ニ任シテ勤メ處昭和九年參月一日滿洲國大典ニ際シ願書記載記章ヲ贈與セラル

昭和九年 月 日

外務省警部補

日小田

一 (印)



大杉

395

